

「市政改革プラン 3.1」の取組と成果（令和 5 年度末時点）

■大阪市では、「市政改革プラン 3.1【市政改革プラン 3.0 の中間見直し版】」を策定し、令和 5 年度までを取組期間として、41 件の目標を設定し市政改革に取り組んでまいりました。

■このたび、令和 5 年度末時点の状況について、取組の実施状況及び目標の達成状況を取りまとめました。

- 「市政改革プラン 3.1」で設定している 41 件の目標のうち、**令和 5 年度目標 29 件**※について、行政手続きのオンライン化件数など **27 件が「達成」**となった一方、幼稚園や人材育成・職場力の向上に関する目標 **2 件が「未達成」**となりました。

※残る 11 件は令和 4 年度までに目標達成済で、「未収金対策の強化」について集計中のため、評価可能な目標から除外しています。

- 令和 5 年度には、令和 4 年度に策定した「Re-Design おおさか～大阪市 D X¹戦略～」を全庁横断的に推進するため、D X 推進体制（市長を本部長とする大阪市 D X 推進本部）を確立し、また、水道事業において基幹管路の更新に P F I²手法を活用した「大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業」に係る事業者選定などを実施しました。

柱	● 5 年度目標を達成した項目の状況	● 5 年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 主な取組等
1 生活の質（Q o L ³ ）の向上を実感できる形で I C T ⁴ 活用推進	達 成：7 件 D X 推進を視野に入れたデジタル技術の活用 [p16～20] - 行政手続きのオンライン化件数(累計) 目標 約 1,000 件 実績 1,315 件 - D X 推進体制（大阪市 D X 推進本部）を確立した。 - 水道利用者専用サイト「マイページ」の運用を開始した。 - 大阪市システム刷新計画に基づき取組を推進した。 市民利用施設に係る手続きの利便性向上 [p21] - 施設予約のオンライン化に向けて各指定管理者との調整、協議を行った。 多様な公共料金等支払手段の整備 [p22] - 各施設の特性を踏まえ実施計画を更新し、実施計画に定めた目標に順次取り組んだ。 大阪港の物流円滑化の推進 [p23] - 夢洲のコンテナターミナルにおいて C O N P A S⁵の本格運用を開始した。	—
2 官民連携 ⁶ の推進	達 成：5 件 水道 [p24] 「大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業」に係る事業者の選定を行った。 保育所 [p29] - 公募実施箇所数：目標 4 箇所 実績 4 箇所（民間移管：3 箇所、民間委託：1 箇所） 一般廃棄物（収集輸送）[p30～31] - 城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集を民間委託した。 市場（本場・東部市場）[p32] 「大阪市中央卸売市場経営計画 2021」に基づき、業務委託化を含む経営の健全性の確保に向け、取組を実施した。 P P P⁷/P F I の活用促進 [p35～36] - 事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合 目標 80% 実績 81.2%	未達成：1 件 幼稚園 [p27～28] 民営化に向け、関係区・関係先との間で調整を進めたが、新たに具体化が可能な園を決め、今後の進め方の方針を策定するまでには至らなかった。 ⇒個々の園の置かれている状況や地域ニーズを把握するため、廃園予定園を除く対象 51 園の調査を進め、特に園児数が少ない園のある一部の区と、園の状況や地域の子育てニーズ等に関する意見交換を実施した。また、4 年度に園児募集を停止した大阪市立六反幼稚園を 5 年度末に廃園とした。
3 効果的・効率的な行政運営	達 成：10 件 業務改革の推進 [p37～38] 「市政改革に関する職員提案」において、5 年度に実現可能性のある簡素化・効率化に資する提案を実現した。 自治体システム標準化に伴う業務改革 [p39～40] - 標準化関係所属において、現行システム調査、Fit&Gap 分析⁸、B P R⁹を実施した。 - 区役所業務集約化等基本方針を取りまとめた。 持続可能な施設マネジメントの取組の推進 [p42～44] - 新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を継続して実施した。 - 試行ガイドラインを活用して施設の分析・評価等を実施し、将来の施設の方方向性を検討した。 「空き施設等活用方針」に基づき、空き施設の調査・活用方針の整理などの取組を継続して実施した。 大規模事業等のリスク管理 [p45～46] 10 億円以上の大規模事業等に関わる 5 所属において、財務リスクの管理について、組織的・自律的に事業所管所属において継続実施した。	

柱	● 5年度目標を達成した項目の状況	● 5年度目標が未達成の項目の状況 ⇒ 主な取組等
	施策・事業の見直し〔p47～48〕 ●フルコスト比較による事業評価の仕組みの運用を行った。 人員マネジメントの推進〔p49～50〕 ●技能労務職員数の削減（元年10月比） 目標▲400人 実績▲408人 未利用地の有効活用等〔p51～52〕 ●売却収入額：目標 60億円（累計240億円） 実績 327億円（累計 650億円）（決算見込）	
4 ニア・イズ・ベター ¹⁰ の徹底	達成：4件 地域活動協議会¹¹による自律的な地域運営の促進〔p55～58〕 ●地域活動協議会の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合 目標 90% 実績 92.7% 区CM¹²制度の充実、更なるニア・イズ・ベターの追求〔p59～60〕 ●関係所属において区CM事業のPDCAが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区CM）の割合 24区中 目標 24区長 実績 24区長 ●ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区CM権限等の整理や区・局の連携の推進が適切に図られていると考える区長（区CM）の割合 24区中 目標 24区長 実績 24区長 区役所業務の更なる改善の推進〔p61〕 ●標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態を確立した。	—
	—	未達成：1件 次代を担う職員の育成〔p62～63〕 ●キャリアデザインシートにおいて「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」（係長級以上）／「組織から求められる役割を理解している」（係員）かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」「やや思う」と回答した職員の割合 係長級以上の割合：目標 66% 実績 65.0% 係員の割合：目標 80% 実績 79.8% ⇒複雑化・多様化する行政課題に対応するため、とりわけ、デジタル技術の活用力は必要不可欠であることから、積極的にDX推進に取り組む姿勢・能力を養うため、全職員を対象としたDX基礎研修を実施した。
5 人材育成・職場力の向上	—	
6 働き方改革	達成：1件 働き方改革の推進〔p64～66〕 ●「働き方改革の実施方針」に基づき各取組の導入検討を行い、時差勤務制度の拡充、テレワーク ¹³ 制度の拡充、育児職免の拡充、フレックスタイム制の導入等を行った。	—
		—

¹ デジタルトランスフォーメーション。一般的には「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させること」をいう

² Private Finance Initiative の略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法

³ Quality of Life の略。ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと

⁴ Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと

⁵ Container Fast Pass の略。コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることでコンテナ物流の効率化及び生産性の向上を実現することを目的とした新たな港湾情報システム

⁶ 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

⁷ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

⁸ 情報システムを導入する際に、情報システムに対するニーズと、情報システムの機能がどれだけ適合（フィット）し、どれだけ乖離（ギャップ）しているかを分析すること

⁹ Business Process Re-engineering の略。現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの

¹⁰ 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方

¹¹ 概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み

¹² 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24の「区シティ・マネージャー（区CM）」職を設置し、24区長をもって充てる（兼務する）旨を本市の事務分掌規則に定めている。

¹³ ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと